

## 12. 動産譲渡担保

### [Xの言い分]

私は個人で金融業を営んでいます。2005年12月1日、知人からの紹介ということで、事業の運転資金を貸して欲しいと言ってきたAに、300万円を貸しました。正確に言うと、Aの作品を製造・販売することを目的とするB工芸社に貸したということになりますが、BはAの奥さんCが代表取締役、Aが取締役というもので、実質的には法人成したAの個人会社です。返済期は、6か月後の2006年6月1日、利率年16%の利息24万円を天引し、276万円を渡しました。私は、それ以前から、Aは腕のいい工芸作家でその作品は高く売れていると聞いていました。しかし、Aは、職人氣質で欲がなく、自分と家族と内弟子(常時2～3人はいたようです)の生活費が得られれば十分だとして、注文を受けて作品を作るほかは、気の向いたときに作った作品を倉庫に置いておいて、どうしても欲しいという人に現金で売るくらいで、Bをきちんとした会社組織にして商品を大量に生産して売るなどとは考えていなかったみたいです。それが逆に「作家性が高い」とか「Aの作品は希少価値がある」と人気を呼んでいたもので、まあ、世の中皮肉なものだとも思えます。

そんなAが私のところに来て話した事情によると、「半年ほど前、仕事場と共に借りていた倉庫中の作品や材料の一部が地震で破損し、悪いことは重なるもので、残ったものの大半も、その直後に盗難にあってすっかりなくなってしまった。保険をかけていなかったので全くの損になり、作品を作ろうにも材料の仕入れができず、会社は潰れそうだし、生活費のやりくりにも困った。自分は住居も仕事場も借家で不動産を所有しておらず、親戚・友人には抵当権を設定できそうな不動産を所有している者や資力に余裕があって連帯保証人になってくれそうな人もいないので、銀行は会社にも私個人にも金を貸してくれない。かといって面識もない街金から金を借りるのは怖い。そこで知人に紹介してもらってあなたのところに来た」—— こういう事情で私に金を借りに来たということでした。

Aの窮状に同情した私は、求められるままにBに300万円を貸すことにしました。もちろんこちらも商売ですから、金消契約書(金銭消費貸借契約書のこと)には、「Bについて、強制執行・滞納処分・担保権の実行、あるいは、破産・会社更生・民事再生の申立てがなされたときには、Bは期限の利益を失う。」という条項が入れてあります。また、担保として、「Bは、この貸金債権の担保として、Bが仕事場と共に家主Dから賃借している甲土蔵中にある製作済の美術工芸品およびその材料の所有権をすべてXに譲渡する。以後Bが買い入れた材料についてもその所有権を予めXに譲渡し、Bが納入先から引渡しを受けると同時にXに引き渡したものとする。ただし、Xから権利実行の通知があるまでは、Bは、Xの同意を得ることなくAの作品を売却し、その代金を収受することができる」との合意をし、これも金消契約書に明記しました。先ほど申し上げたように、AC夫婦やBには他に適当な物的・人的な担保がなかったのですが、Aが借金を返済するために精を出して作品を作ってくれれば、100万円ほ

どの材料からでもすぐに1000万円以上の価値のある作品ができる、とAの腕を見込んだからです。それがこんな結果になって残念です。

2006年3月頃に、Bが税金を滞納して差押えを受けたということを知ったのは、つい先日です。しかも、この滞納処分は、AC夫婦が知人に泣きついて集めた金で延滞金などを払ったため取り下げられたと聞いています。だから、この時点では私は担保権を実行したのではなく、弁済期になっても300万円を返してくれないので、6月2日に初めて実行の通知をB宛に出しました。Yは、この点を逆手に取って、4月11日の時点では、私に作品や材料について確定的な所有権が取得されていないと主張していますが、その時点で甲土蔵にあった作品だけでなくその材料までYが全部買い受けるというのは異常なことです。むしろ、Yは、私と違って悪徳な金貸しで、Bに高利で金を貸し付けて、譲渡担保権を設定させたのでしょう。作品やその材料を乙土蔵に移動させたのもYの悪知恵ですよ。しかし、どちらもBの借りている土蔵ですし、同じ譲渡担保なら私の方が先に付けているので、私が優先するはずですよ。

一方、Zは、今年の4月末ころに美術工芸品の材料をAに代金後払いで引き渡したということですが、Zが5月30日に仮差押えの申立てをした時点で、Bとの約定に従ってすでに私は担保権の実行ができることになっていたはずですよ。だから、遅くともその時点で甲土蔵にあった作品やその材料については、私の所有物であることが確定しており、Zは差押えができないと思います。また、材料についてはともかく、1か月余りの間にAが材料を加工して作った作品はその材料とは別物ですから、Zの主張している先取特権は、すでに消滅しています。さらに、材料についても、先ほどの約定で土蔵に入れると同時に私に引き渡したのですから、333条によって先取特権は消滅しています。

### 【Yの言い分】

わしは、長年、美術工芸品の販売を生業としておる。Aには前々から注目しておったが、欲のない奴で、作品をまとめて作って売ってくれと何度も頼んでいたんじゃが、断られ続けてきた。それがどういう風の吹き回しか、今年の4月初めに、自分の作品の先物買いをしてくれないかと言うて来おった。地震と盗難ですっかり貧乏になり、作品を作り続ける材料を仕入れることも難しくなっただけで、会社が税金滞納で差押えまで受けて、このままでは破産だ、と泣きついてきよったのじゃ。こちらも願ったり適ったりということで、2つ返事でOKし、4月11日に土蔵にあった材料を使ってその後には製作する予定だという作品と、すでにできあがっていた若干の作品をあわせて1000万円で買ってやることにした。もちろん契約書はちゃんと作っておる。

なに？たしかにAの作品は全部で市価なら2000万円くらいにはなるかもしれん。じゃが、実際に作品ができるかどうかはわからん。現に、Aがあんな気の毒なことになったので、会社や材料が残ってもどうしようもない。わしは危険を承知のうえで買ったんじゃし、買った作品もすぐに売れるものでなく寝かしておか<sup>おかなければ</sup>にやらん<sup>ら</sup>のじゃから、暴利などと言われる筋合いはない。ああ、当座の資金が<sup>いる</sup>だらう<sup>らう</sup>から、とりあえず滞納した税金を支払う分などに充てるようにと、手付金を400万円を渡してや

った。「これでさっそく税金を納められます」と、Aは涙を流して感謝しておったぞ。代金は、出来た作品をうちに納めてもらったときに現金で払うことにしていたが、4月11日の契約時に、材料も全部<sup>か</sup>買<sup>う</sup>て<sup>て</sup>やった。それは、安心して作品作りに励めという意味じゃ。何もやましいことはない。Aがあんな気の毒なことになってかわいそうなことじゃが、わしも大損じゃ。

なに？Xがすでに作品やその材料の所有者となっていた？そんなことはわしは知らなかった。後でAの内弟子から聞き出した話<sup>だ</sup>と、(XB間の)最初の約束では、Xは、Aの作品や材料を全部担保に取ってしまうことになっていたらしい。ところが、それではあまりに<sup>ひ</sup>ど<sup>く</sup>て<sup>て</sup>無効だと言われかねないと耳打ちする腹黒い奴がいて、いかにも甲土蔵の中にある作品と材料だけを担保に取るように書き替えたそうじゃ。しかし、仕事場にある作りかけの作品用のわずかな材料を除けば、みんな甲土蔵に入っていたのじゃから、結局全部担保に取ってしまったことに変わりはあるまい。いかにも<sup>わる</sup>い<sup>い</sup>金貸しがやりそうなことじゃのう。

なに？わしの買<sup>う</sup>て<sup>て</sup>やった分か？ああ、Aは実に律儀な奴じゃった。「Yさんに売ったのだから別に取り分けておかないといけない」と言って、空いていた隣の乙土蔵を家主さんからただで使わせてもらって、そこに作品もその材料も移動させよった。甲土蔵には、それ以後仕入れた材料と若干の作品しかないはずじゃ。こういうことじゃから、乙土蔵に移した物は、その後はわしのためにBが占有していたことになるんじゃないのか。

## 【Z（の専務取締役）の言い分】

うちの会社は長年美術工芸品などの材料を商っている小さな会社でして、うちが専務で、夫が社長してます。B社はんとは長年お付き合いしてもろてます。去年の今頃やった思いますけど、地震や泥棒の被害に遭<sup>あ</sup>は<sup>つ</sup>て、うちの会社から納品した材料代金の支払も遅れがちになら<sup>あ</sup>つ<sup>て</sup>、100万円くらいまだ払<sup>ろ</sup>て<sup>も</sup>ろ<sup>て</sup>ま<sup>へ</sup>ん。こんなこと、うちが言うてたてよそさんで言<sup>わ</sup>ん<sup>と</sup>い<sup>て</sup>欲<sup>し</sup>い<sup>ん</sup>です<sup>け</sup>ど、あれは社長してる奥さんがあ<sup>か</sup>ん<sup>の</sup>です。Aはんは仕事のほかは、から<sup>っ</sup>き<sup>し</sup>で<sup>き</sup>へ<sup>ん</sup>人<sup>で</sup>す<sup>さ</sup>か<sup>い</sup>に、保険やとか税金のことはCはんが<sup>ち</sup>ゃ<sup>ん</sup>と<sup>み</sup>て<sup>あ</sup>げ<sup>な</sup>あ<sup>き</sup>ま<sup>へ</sup>ん<sup>な</sup>あ。そう<sup>で</sup>す<sup>や</sup>ろ。

今年の3月に税務署から差押えを受け<sup>は</sup>つ<sup>た</sup>時<sup>点</sup>で、うちは、B社はんもい<sup>い</sup>よ<sup>い</sup>よ<sup>も</sup>う<sup>あ</sup>か<sup>ん</sup>思<sup>い</sup>ま<sup>し</sup>た。せ<sup>や</sup>の<sup>に</sup>、うちの社長が(Aはんの)奥さんのCはん<sup>に</sup>頼<sup>ま</sup>れ<sup>て</sup>あ<sup>か</sup>ん<sup>と</sup>言<sup>え</sup>へ<sup>ん</sup>か<sup>つ</sup>た<sup>ん</sup>で、300万円分の材料を後払いで納品する<sup>ち</sup>ゅう<sup>約</sup>束<sup>を</sup>して<sup>き</sup>は<sup>り</sup>ま<sup>し</sup>た。うちは、そ<sup>ん</sup>な<sup>ん</sup>し<sup>た</sup>ら<sup>う</sup>ち<sup>の</sup>会<sup>社</sup>が<sup>危</sup>の<sup>う</sup>なる<sup>思</sup>い<sup>ま</sup>し<sup>た</sup>ん<sup>で</sup>、知り合<sup>い</sup>の<sup>弁</sup>護<sup>士</sup>の<sup>セ</sup>ン<sup>セ</sup>に<sup>相</sup>談<sup>し</sup>て、300万円を5月27日<sup>ま</sup>で<sup>貸</sup>す<sup>ち</sup>ゅう<sup>約</sup>束<sup>に</sup>する<sup>こ</sup>と<sup>で</sup>、Aはん<sup>ら</sup>ご<sup>夫</sup>婦<sup>に</sup>は<sup>納</sup>得<sup>し</sup>て<sup>も</sup>ら<sup>い</sup>、4月28日<sup>に</sup>材料300万円分<sup>を</sup>B社はん<sup>に</sup>納品<sup>し</sup>ま<sup>し</sup>た。納品書・請求書の写しと金銭消費貸借契約書は<sup>こ</sup>こ<sup>に</sup>お<sup>ま</sup>す。うちの社長は、何も<sup>そ</sup>こ<sup>ま</sup>で<sup>せ</sup>ん<sup>で</sup>も<sup>え</sup>え<sup>が</sup>な<sup>と</sup>か、俺のメンツが丸潰<sup>れ</sup>や<sup>ん</sup>か<sup>と</sup>、文句ばかり<sup>言</sup>う<sup>て</sup>は<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>けど、300万円の代金債権が焦<sup>げ</sup>付<sup>い</sup>たら、うちの会社<sup>か</sup>て潰<sup>れ</sup>て<sup>ま</sup>い<sup>ま</sup>す<sup>が</sup>な。

Aはんとここでお世話してもらてる内弟子の1人は、うちの遠縁の子なんですけど、5月24日夜に慌てて電話してきやはって、「えらいこっちゃ、センセ（AはんのことをCはんは内弟子にこう呼ばせてはります）が、もうあかん。この先どないしよう」と言うんです。それで、残されたCはんやお弟子はんらには気の毒やとは思いましたが、弁護士のセンセにお願いして、30日にはすぐに甲土蔵の中の物を仮差押えする手続をとってもらいました。先取特権も主張した方がええと（弁護士のセンセが）言わはるんで、契約書やとか納品書を裁判所に出して、6月3日には差押えも申し立てました。

Xはんは、甲土蔵の中にあるうちの会社の納めた材料も自分が所有権を取得したとか言うてはりますけど、B社はんが税金の滞納処分を受けた時点で、Xはんが担保に取らした物は決まったということやったら、その後うちの会社が納めた材料にはXはんは、手も出せへんはずやないですか。それに、Xはんは、B社はんが代金後払いでしか材料も仕入れられへんような状態やったのは十分知ってはるはずやから、それを知ってて担保に取るちゅうのは、あんまりえぐうおまへんやろか。

### 【(おまけ) Aの一言】

俺は死んでません。町内のソフトボール大会で指を骨折して仕事ができなくなったなんて格好悪くて言えんでしょ。

### Keypoints

- ① 集合動産譲渡担保に特有の問題がどこにあるかを理解する。
- ② 譲渡担保の法的構成の違いによって具体的な結論にどのような影響が出るのかを理解する。
- ③ 動産・債権譲渡特例法により、動産譲渡担保の問題にどのような影響が出るかを理解する。

### Questions

- (1) この紛争事案の中から、法的に重要な事実のうち争いのない事実を拾い上げ、おおむね時間系列に沿って、チェックポイント①②……のように再構成しなさい。その際、関係者が明示的に争っていない点は、各人の主張と矛盾しない限り、主張されているとおりの事実があったものとして考えるものとする。
- (2) Xは、Yにどのような請求をすることができるか。
  - (a) XがYに対して立てるべき請求はどのような趣旨のもので、その請求を基礎づけるには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。
  - (b) Yは、Xの請求を拒むことができるか。
- (3) Xは、Zにどのような請求をすることができるか。
  - (a) XがZに対して立てるべき請求はどのような趣旨のもので、その請求を基礎づけるには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。
  - (b) Yは、Xの請求を拒むことができるか。

(4) 本件設例で、BがZの差押え直後に倒産した場合、Xはどのような形で権利主張ができるか。

(5) 本件設例において、B X間の譲渡担保設定契約について、動産・債権譲渡特例法が適用される（Xが動産譲渡登記を行った）とすれば、XとYやZとの紛争の解決結果は、どのように影響を受けるか。

## **Materials**

### **1) 必読文献**

潮見『プラクティス債権総論』276～304頁

道垣内『担保物権法』289～333頁、349～357頁

### **2) 参考文献A**

古積健三郎・上原敏夫・森宏司「集合動産譲渡担保と動産売買先取特権」鎌田ほか編『民事法Ⅱ』135頁

植垣勝裕・高山崇彦・中原裕彦・坂田大伍「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正」ジュリ1283号46頁(2005年)

### **3) 参考文献B**

中舎寛樹「非占有動産担保制度」磯村保ほか『民法トライアル教室』132頁(有斐閣、1999年)

鎌田薫・沖野眞已・佐藤正謙・三上徹「座談会 動産・債権譲渡担保における公示制度の整備」ジュリ1283号(2005年)6頁

### **4) 必読判例**

①最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁

②最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁